

# 恵那市耐震改修促進計画

平成20年4月策定

平成24年3月改定

平成28年9月改定

平成29年4月改定

平成30年4月改定

平成31年4月改定

令和 3年4月改定

令和 8年4月改定

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況		
1 想定される地震の規模	-----	2
2 人的被害の想定	-----	3
3 建物被害の想定	-----	3
第2 建築物の耐震化に係る目標		
1 建築物の耐震化の現状	-----	4
(1) 住宅の耐震化の現状		
(2) 特定建築物の耐震化の現状		
2 建築物の耐震化の目標	-----	8
3 公共施設の耐震化の現状・目標	-----	10
(1) 市有施設における耐震化		
第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針		
1 耐震化の課題	-----	11
2 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務	-----	11
(1) 市民・事業者（建築物所有者）の役割		
(2) 市町村・県の役割		
3 実施する事業の方針	-----	12
(1) 事業の考え方		
(2) 実施する事業		
4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方	-----	12
(1) 重点的に耐震化を図る地域		
(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路		
(3) 重点的に耐震化を図る建築物		
(4) より重点的に耐震化を図る建築物		
5 「命」を守るための多様な取組みの推進	-----	13
第4 建築物の耐震化を促進する施策		
1 安心して耐震化が行える環境整備	-----	14
(1) 恵那市建築物等耐震化促進事業		
(2) 町内会等との連携		
2 耐震化に関する啓発及び知識の普及	-----	16
(1) 相談体制の整備		
(2) 情報提供の充実		
3 地震時の建築物の総合的な安全対策	-----	18
(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策		
(2) 地震に伴う宅地被害の軽減対策		
第5 指導・勧告又は命令等に関する事項		
1 建築物の耐震改修の促進に関する法律による指導等	-----	19
2 所管行政庁との連携	-----	20
第6 建築物の耐震化の推進に関する事項		
1 計画の推進体制	-----	21

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐促法」という。）第6条の規定に基づく、恵那市の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「恵那市耐震改修促進計画」という。）を令和8年度から12年度までの5年間を計画期間として定める。

## 第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

以下の被害想定は、平成23年度から24年度にかけて岐阜県が作成した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」に基づくものである。

なお、被害想定については、平成23年度以降、岐阜県震災対策検証委員会からの提言に基づき、東海・東南海・南海の3連動地震を想定した見直しを行うことが予想される。

### 1 想定される地震の規模

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約100本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきた。特に1891年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード8.0）であり、県内だけでも5,000人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、南海トラフの巨大地震の発生の危険性が高まっている。

県が平成23年度から24年度にかけて実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」では、平成15年度に実施した「岐阜県東海地震等被害想定調査」及び平成9年度に実施した「岐阜県地震被害想定調査」を踏まえ、表1-1のとおり県内において特に大きな被害をもたらすと見られる複合型東海地震及び主要な4つの活断層による内陸直下型地震（阿寺断層系地震、跡津川断層地震、養老-桑名-四日市断層系地震、高山・大原断層帯地震）を想定される地震としている。

南海トラフの巨大地震については、県全域が震度5強以上の揺れに見舞われ、県南部を中心に震度6弱の揺れになり、恵那市内においても最大で震度6弱の揺れになると想定されている。

また、4つの内陸直下型地震については、それぞれの断層が存在する圏域において一部で最大震度7程度の揺れになり、恵那市内においては「阿寺断層系地震」が発生した場合に最大で震度5強の揺れが想定される。さらに恵那市内を通る3断層（屏風山断層帯、赤河断層帯、恵那山-猿投山北断層帯）を想定した直下型地震では最大で震度6強の揺れがあることが判明している。

表1-1 想定される地震の規模

想定地震 \ 地震の規模	恵那市における最大震度	PL値（液状化指数）※
南海トラフの巨大地震	5.93（震度6弱）	58.30
阿寺断層系地震	5.45（震度5強）	31.61
屏風山断層帯地震	5.71（震度6弱）	-
赤河断層帯地震	5.90（震度6弱）	-
恵那山-猿投山北断層帯地震	6.17（震度6強）	-

※PL値（液状化指数） PL値>15：液状化の可能性が高い 5<PL値≤15：液状化の可能性はある -：未検討

[資料：岐阜県危機管理部門防災課]

## 2 人的被害の想定

想定地震のうち南海トラフの巨大地震及び阿寺断層系地震による人的被害想定は、表1-2のとおりである。地震発生時間を冬の午前5時（多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する可能性が高い。）と、冬の午後6時（住宅等で火気器具が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。）及び夏の正午（オフィスや繁華街等に多数の滞留者があり、自宅以外で被災する機会が多い。）を想定しているが、ここでは最も人的被害の大きい冬の午前5時を記載する。

表1-2 想定される人的被害

(単位：人)

想定地震	死者数	重傷者数	負傷者数	要救出者数※	避難者数
南海トラフの巨大地震（午前5時）	15	26	547	37	3,260
南海トラフの巨大地震（午後6時）	9	26	381	26	
阿寺断層系地震（午前5時）	1	2	128	3	504
阿寺断層系地震（午後6時）	1	3	95	2	

※要救出者数：倒壊した建物内に閉じ込められる人数

[資料：岐阜県危機管理部門防災課]

## 3 建物被害の想定

想定地震における建物被害想定は、表1-3のとおりである。焼失棟数については南海トラフ、阿寺断層地震の2地震の最も建物被害の大きい冬の午後6時（住宅等で火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。）を記載する。

### (1) 建物被害

市内の建物は、その大部分が恵那市北部に集中するため、阿寺断層系地震の場合、比較的被害が大きく、その被害が非木造建物にまで及ぶことが予想される。

### (2) 焼失棟数

南海トラフの巨大地震、阿寺断層系地震のいずれにしても、出火による焼失棟数はほとんどないと予測されている。

表1-3 想定される建物被害

(単位：棟)

想定地震	建物被害 (棟数)		焼失棟数
	全壊	半壊	
南海トラフの巨大地震 (県全域)	35,000	100,000	210
// (恵那市)	839	3,550	5
阿寺断層系地震 (県全域)	16,000	37,000	160
// (恵那市)	52	703	0
屏風山断層帯地震 ※1	65	—	—
赤河断層帯地震※1	490	—	—
恵那山-猿投山北断層帯地震※1	2,553	—	—

※1 資料：恵那市、市内3断層について半壊棟数は検討外

## 第2 建築物の耐震化に係る目標

### 1 建築物の耐震化の現状

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和56年6月1日から施行され新耐震設計法が導入されたことから、これ以降に着工された建築物を「**新基準建築物**」、これより前に着工された建築物を「**旧基準建築物**」という。

「**建築物の耐震化**」とは、建築物の地震に対する安全性を確保することであり、「**耐震化されている建築物**」とは、新基準建築物、旧基準建築物のうち、耐震診断結果により耐震性を満たす建築物（以下「**耐震性を満たしている建築物**」という。）又は耐震改修した建築物（以下「**耐震化した建築物**」という。）という。

この「耐震化されている建築物」の「建築物の全数」に対する割合を「**耐震化率**」という。

「**耐震性が不十分な建築物**」とは旧基準建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不十分であり、かつ耐震改修が行われていないものをいう。

#### (1) 住宅の耐震化の現状

恵那市内の建築年代別住宅数は、5年ごとに行われている住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると表2-1のとおりである。（平成5年から平成15年までの数値は、旧恵那市の統計数値を基に合併後の恵那市全体を比率で推計）

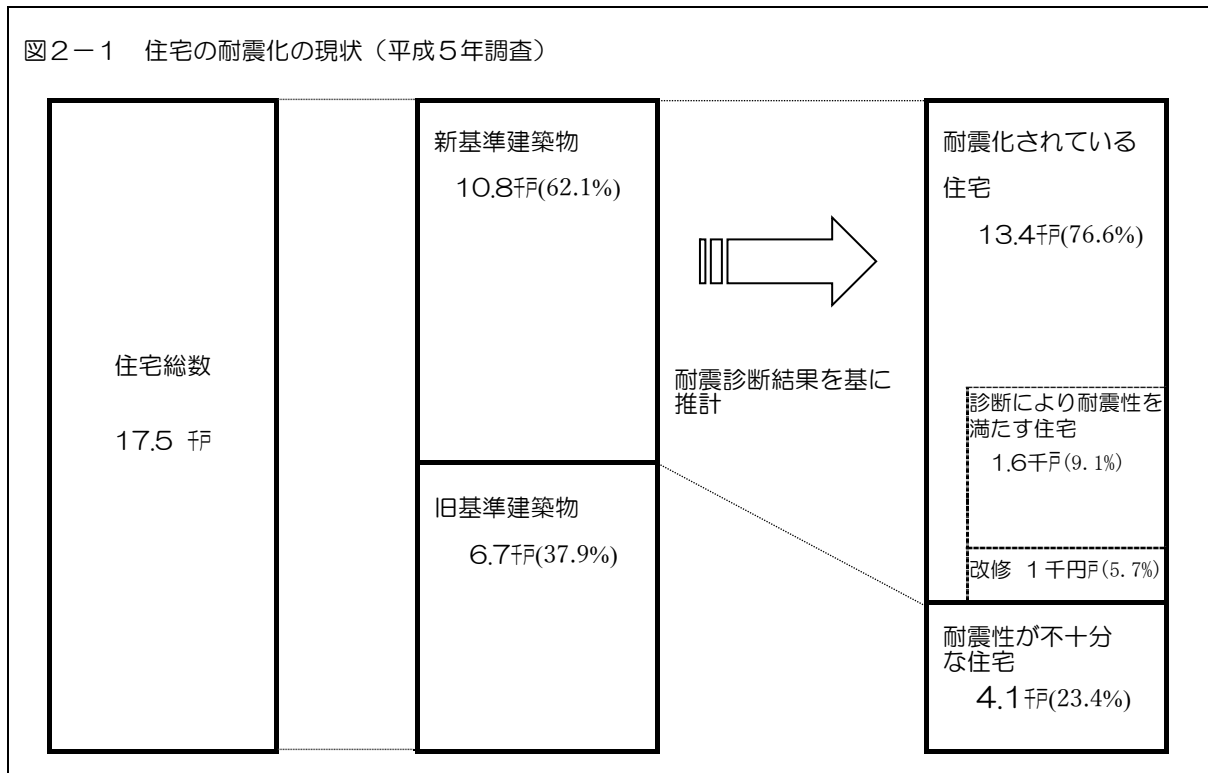
表2-1 建築年代別住宅数

(単位：戸)

建築年	平成10年推計		平成15年推計		平成20年調査		平成25年調査		平成30年調査		令和5年調査		
	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	
旧 基 準	昭和45年以前	5,710	33	4,700	27	5,640	31	4,810	26	3,390	19	3,240	19
	昭和46年～55年	5,160	30	3,560	20	3,260	18	2,580	14	2,590	14	3,150	18
	不詳	80	1	140	1	230	1	470	3	387	2	224	1
	計	10,870	64	8,260	48	9,130	51	7,860	43	6,367	35	6,614	38
新 基 準	昭和56年～60年	1,970	12	1,730	10	2,840	16	3,620	20	3,080	17	2,450	14
	昭和61年～平成2年	1,780	10	1,880	11	1,500	8	1,700	9	1,610	9	3,170	18
	平成3年～7年	1,490	9	2,140	12	2,190	12	2,080	11	1,950	11	1,000	6
	平成8年～12年	770	5	1,300	7	1,680	10	1,260	7	1,540	9	1,280	7
	平成13年～17年	—	—	—	—	—	—	—	—	840	5	1,080	6
	平成18年～20年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,500	9
	平成21年～22年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	703	4
	平成23年～27年	—	—	—	—	—	—	—	—	1,450	8	366	2
	平成28年～30年	—	—	—	—	—	—	—	—	410	2	—	—
	令和元年～令和5年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	6,090	36	9,270	52	8,710	49	10,530	57	11,583	65	10,846	62	
合計	16,960	100	17,530	100	17,840	100	18,390	100	17,950	100	17,460	100	
耐震改修を行った住宅	未調査		270	1	363	2	540	3	280	1.6	180	1	

※平成30年調査、令和5年調査の不詳件数については、旧基準と新基準とで按分した件数で計上する。

「新基準建築物の住宅」については住宅・土地統計調査等からの推計により約10.8千戸(約62.1%)、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震診断結果により耐震性を満たす住宅」については同調査からの推計により1.6千戸(約9.1%)、「耐震改修を行った住宅」は同調査からの推計により1千戸(約5.7%)、であることから、恵那市内の住宅総数約17.5千戸のうち約13.4千戸(約76.6%)が「耐震化されている住宅」と推計できる。



## (2) 特定建築物の耐震化の現状

一定の用途及び規模要件に該当する建築物を「特定建築物」と定め、その用途・規模の要件は表2-2のとおりとする。そのうち、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物を「1号特定建築物」、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を「2号特定建築物」、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物を「3号特定建築物」とし、恵那市内のそれぞれの耐震化の状況は、建築物所有者に対して実施したアンケート等の実態調査によると、表2-3のとおりである。

表2-2 特定建築物一覧

号	NO	用 途	特定建築物の規模要件
1号	1	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上
	3	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	4	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	10	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
	12	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	17	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	18	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	
2号	—	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第7条で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3号	—	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が岐阜県地域防災計画に位置づけられた緊急輸送道路に接する建築物	全ての建築物

表2-3 特定建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

特定建築物の種類	耐震化の現状	全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震改 修実施 済みD	耐震性 を満た す E	耐震化さ れている 建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
1号	多数の者が利用する建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設、劇場、 集会場、店舗、ホテル、賃貸住宅、事務所、工場等)	144	89	55	19	20	128	89%
2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に 供する建築物	15	9	6	0	2	11	73%
3号	地震によって倒壊した場合において 道路の通行を妨げ、多数の者の円滑 な避難を困難とする建築物	112	51	61	2	2	49	49%

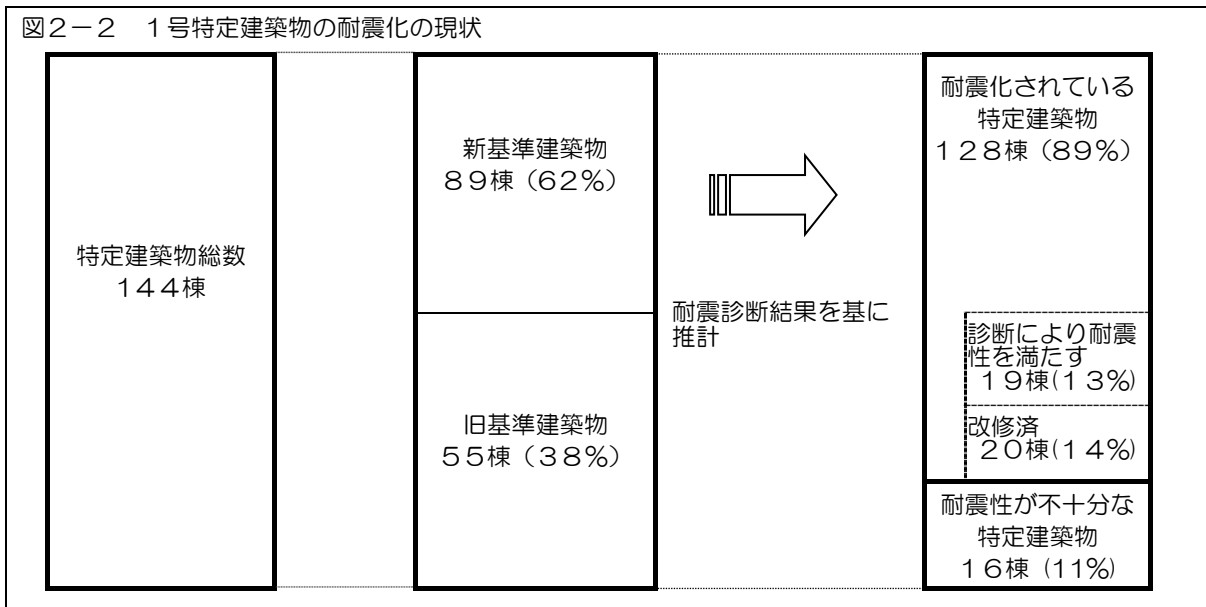
注) A~Dは実数値 Eは推計値

1号特定建築物については、「新基準建築物」が89棟(約62%)、「旧基準建築物」55棟のうち、「耐震改修実施済みなもの」が19棟(約35%)、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が20棟(約36%)であることから、「耐震化されている建築物」は128棟となり、市内の1号特定建築物総数144棟のうち約89%が耐震化されていると推計できる。

2号特定建築物については、「新基準建築物」9棟(60%)、「旧基準建築物」6棟のうち、「耐震改修実施済みなもの」が0棟(0%)、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が2棟(約33%)であることから、「耐震化されている建築物」は11棟となり、市内の2号特定建築物総数15棟のうち約73%が耐震化されていると推計できる。

3号特定建築物については、「新基準建築物」が51棟(約46%)、「旧基準建築物」61棟のうち、「耐震改修実施済みなもの」が2棟(約3%)、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が2棟(約3%)であることから、「耐震化されている建築物」は49棟となり、市内の3号特定建築物総数112棟のうち約49%が耐震化されていると推計できる。

図2-2 1号特定建築物の耐震化の現状



## 2 建築物の耐震化の目標

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となった。また、平成16年の新潟県中越地震においても人的被害は少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。また、平成23年の東北地方太平洋沖地震以降の地震では現行基準に適合する建築物においては、さほど揺れによる被害がみられなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられる。市民の安全、安心を確保し、地震被害の軽減を図るため、建築物の耐震化は重要かつ緊急な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を、計画的かつ効果的に推進していく。

### これまでの恵那市の取り組み

平成14年度から木造住宅耐震診断助成事業を、さらに平成16年度から木造住宅耐震補強工事費補助事業を実施し、地震が発生した際に特に大きな被害が見込まれる「旧基準建築物」の耐震化を促進してきた。平成20年度からは木造住宅耐震診断事業を無料で実施している。

市所有建築物では独自の基準として昭和56年5月以前着工の市有特定建築物、防災上重要な消防署、庁舎及び避難所、学校及びこども園並びに非木造2階建以上又は200㎡を超える建物、木造3階建以上又は500㎡を超える建物を対象とし、その対象建物全63棟の耐震診断を実施している。なお耐震診断結果に基づいた建築物の危険度ランク、防災上人的被害などの重要度を考慮し、緊急度の高い施設から計画的に耐震化や建替等を進めており、補強不要の43棟を除いた20棟は補強済みである。

### 県の耐震改修促進計画（抜粋）

#### 〈第4期計画における目標〉

令和12年 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%

### 国の基本方針（抜粋）

#### 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

災害対策の推進等に係る基本的な事項を定めた国土強靱化基本計画及び防災基本計画、今後の発生が懸念される大規模地震への対策を取りまとめた南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下型地震緊急対策推進基本計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅については、令和17年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全計画記載建築物については早期に、いずれも耐震度が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

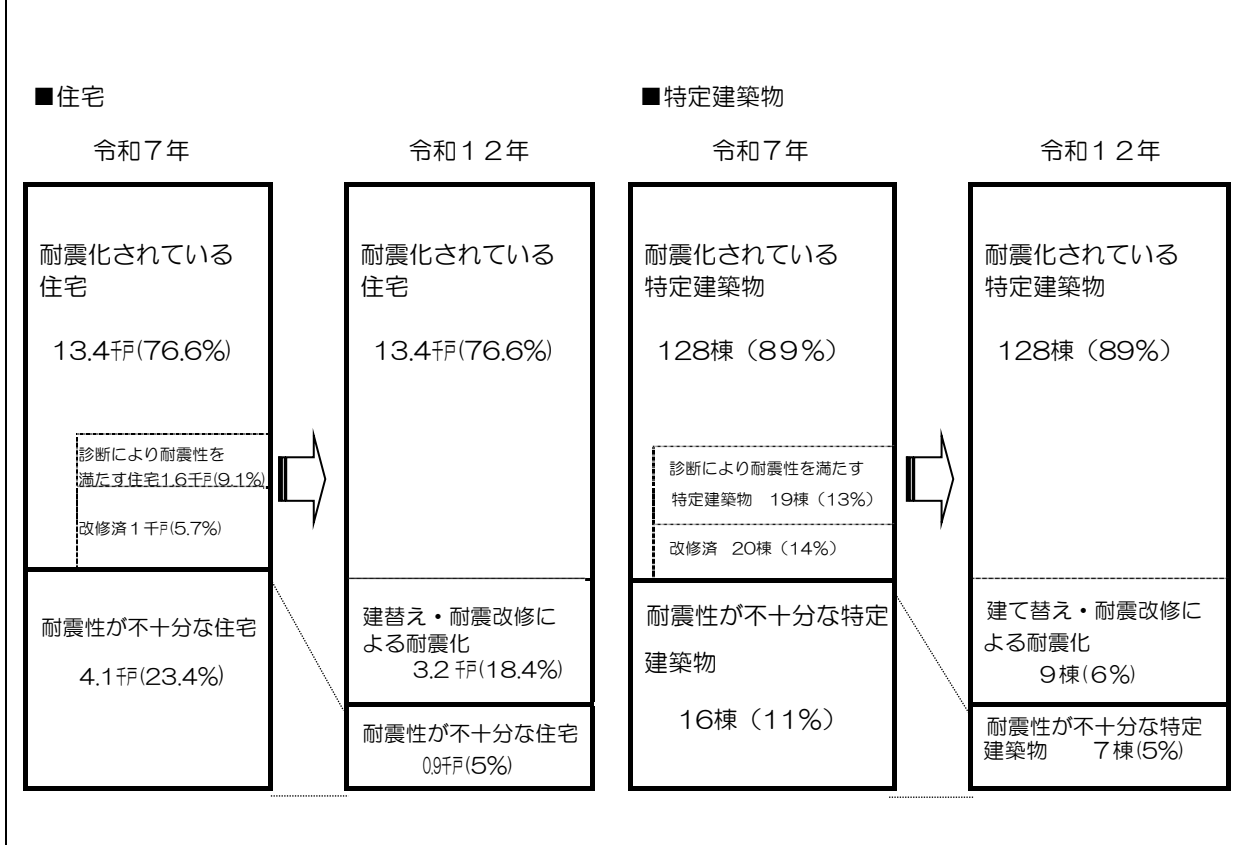
住宅及び特定建築物の耐震化の現状、これまでの恵那市の取り組み、岐阜県強靱化計画、国の基本方針を踏まえ、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和12年度までに95%にすることを目標とする。

耐震化率95%を達成するため、住宅については約3,200戸、多数の者が利用する建築物（1号特定建築物）については約137棟の耐震化が必要である。耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

図2-3 耐震化の目標の考え方

		現況耐震化率	目 標	目標耐震化率
国	住 宅	90%	10年後に死者数及び経済被害額を半減させる	95%
	多数利用の建築物	93%		95%
県	住 宅	86%	10年後に死者数及び経済被害額を半減させる	95%
	多数利用の建築物	90%		95%
市	住 宅	77%	10年後に死者数及び経済被害額を半減させる	95%
	多数利用の建築物	89%		95%

図2-4 住宅・建築物の耐震化の目標（令和12年度）



### 3 公共施設の耐震化の現状・目標

災害時に庁舎は災害対策本部、病院は医療救護活動の拠点、警察は応急活動拠点、学校は避難収容拠点として、多くの公共施設が被災後の応急対策活動の拠点として活用される。公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全の確保、被災後の応急対策活動の拠点施設としての機能の確保ばかりでなく、防災拠点としての迅速な対応につながり大変重要であることから、建築物の倒壊危険度及び重要度を考慮した優先順位付けを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進める。

#### (1) 市有施設における耐震化

##### ア 耐震化の現状

市有施設における特定建築物（以下「市有特定建築物」という。）の耐震化の現状は、平成28年3月末時点では、表2-4のとおりである。

表2-4 市有特定建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

市有特定建築物の種類	耐震化の現状					耐震化されている建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
	全棟数 A=B+C	新基準建築物 B	旧基準建築物 C	耐震改修実施済みD	耐震性を満たすE		
防災上重要な建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等)	54	31	23	10	13	54	100%
不特定多数の者が利用する建築物 (集会場、宿泊施設、博物館等)	9	8	1	0	1	9	100%
特定多数の者が利用する建築物 (賃貸住宅、事務所等)	6	6	0	0	0	8	100%
計	69	44	25	10	15	69	100%

市有特定建築物については、「新基準建築物」が44棟（約64%）、「旧基準建築物」25棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が10棟（約40%）、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が15棟（約60%）であることから、「耐震化されている建築物」は69棟となり、恵那市有特定建築物総数69棟全てが耐震化されている。

##### イ 耐震診断結果の公表

上記(1)アによる市有施設については、施設を使用する市民に対して耐震性の周知を行うため、耐震診断結果を公表する。

##### ウ 耐震化の目標

市有特定建築物については、市は特定建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めることとされており、さらに施設所有者として「市民、施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、特に耐震診断の結果「耐震性が不十分」とされた建築物について効果的な耐震化を進め、建築物の倒壊危険度及び重要度を考慮した優先順位付けを行い、特に、庁舎等の防災上重要な建築物、集会場等の不特定多数が利用する建築物等の緊急度の高い施設から計画的な耐震化を進めてきた。平成28年3月末時点で、市有特定建築物の耐震化は完了している。

## 第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

### 1 耐震化の課題

建築物の耐震化を促進するためには、次のような課題（耐震化を阻害する要因）に対して、適切な施策を実施していく必要がある。

#### 建築物の耐震化を促進するための課題

- 建築物の耐震化を支援する補助制度を知らない。
- 補強工事にお金がかかる。また、補強の効果が信用できない。
- 自分の家・建物は大丈夫だと思っている。（地震は来ないと思っている。）
- 誰に頼んでいいかわからない。
- 改修工事にはトラブルが多いと聞いている。
- 改修に伴い、増改築を行う場合、現行基準に適合させることが要求される。
- 大規模な建物では、関係者の調整が複雑。
- 家族構成や生活形態などを理由に、耐震補強に踏み切れない。

### 2 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務

これまで、恵那市では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきた。地震による被害を最小限にとどめるためには、恵那市民、事業者、市町村及び県が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「自らの地域は自ら守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

市民・事業者、市が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していく。

#### （1）市民・事業者（建築物所有者）の役割

- 市民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努める。
- 市民及び事業者は、所有する既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定を受けているもの。）について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

#### （2）市の役割

- 市は、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。
- 市は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。
- 市は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努める。

### 3 実施する事業の方針

#### (1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

#### (2) 実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための優遇措置として、建築物が個人財産であることや恵那市の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断等を行った結果耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施する。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

### 4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、全ての既存耐震不適格建築物について、耐震改修等により地震に対する安全性の向上を図ることを目的とし、特に以下の地域、建築物については、重点的に耐震化を図ることとする。

#### (1) 重点的に耐震化を図る地域

県内では、南海トラフの巨大地震又は内陸直下型地震により多くの被害が想定されていること、さらに想定される地震の他にも市内には活断層が無数に存在すると考えられていることから、恵那市内全域を重点的に耐震化を図る地域とする。

#### (2) 地震発生時に通行を確保すべき道路

大規模震災時に、救急や消防活動、避難者への支援物資の輸送等の災害応急を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があります。

県では、被災時の地域防災拠点・地区防災拠点を連絡する道路として、岐阜県地域防災計画において緊急輸送道路を指定し、そのネットワーク化（道路網の形成）を図っています。

岐阜県耐震改修促進計画では、岐阜県地域防災計画に定められた第1次から第3次までの緊急輸送道路を法第5条第3項第3号に基づく「建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するための道路」としてしています。また、このうち、隣県、県内各地域を繋ぐ特に主要な緊急輸送道路を法第5条第3項第2号に基づく道路として指定しており、恵那市には、第1次、第2次の緊急輸送道路及び法第5条第3項第2号の指定を受けた道路があります。

### (3) 重点的に耐震化を図る建築物

1号特定建築物については、多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、2号特定建築物については、危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、3号特定建築物については、倒壊した場合道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから、全ての特定建築物及び過去の地震における被害状況等を踏まえ、既存耐震不適格建築物のうち、木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

また、上記に該当しない市有建築物についても、市民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

### (4) より重点的に耐震化を図る建築物

法附則第3条の要緊急安全確認大規模建築物及び同法第7条の要安全確認計画記載建築物については、地震発生時における人的被害の可能性及び応急活動への影響を考慮して「より重点的に耐震化を図る建築物」とします。

## 5 「命」を守るための多様な取組みの推進

「木造住宅の耐震化」では、現在の建築基準法で想定する大地震動（極めて稀に発生する地震）において倒壊しないことが要求されており、地震による被害軽減のためにも耐震化の促進は非常に重要である。

しかしながら旧基準木造住宅所有者の中には、その家族構成や生活形態あるいは経済的理由など、様々な理由により耐震化を実施できない者もあり、これらの所有者に対しては、住宅の損傷防止だけでなく人命を守るという視点から、将来的な耐震化を前提に、部分的に損傷はするものの建物全体としては倒壊しない性能が確保されるといった簡易補強を推進することも重要である。

また、市民の多様な価値観やライフスタイルなどに対応し、市民の命を守る視点から、耐震シェルターなど、簡易補強以外の建築物に関する新たな防災手法についても検討を進める。

## 第4 建築物の耐震化を促進する施策

### 1 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやしい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行う。

#### (1) 恵那市建築物等耐震化促進事業

##### ア 恵那市建築物等耐震化促進事業の概要

旧基準建築物の耐震診断・耐震補強工事・除却工事に対して県と協働して補助を実施しており、その経緯は以下のとおりである。

今後も住宅・建築物の耐震化を促進するため、県と協働して耐震診断・耐震補強工事・除却工事に対する補助事業を行う。

##### 《耐震診断》

平成 14 年度から木造住宅を対象として補助を実施しており、平成 18 年度からは全ての建築物に補助対象を拡充した。

平成 20 年度からは木造住宅について所有者負担を無料化した。

##### 《耐震補強工事》

平成 16 年度から木造住宅を対象として補助を実施した。

平成 21 年度からは一定の要件に該当する木造住宅について、簡易補強工事を補助対象とし、平成 25 年度からは当該要件を撤廃した。

##### 《木造住宅除却工事》

令和 7 年度より、木造住宅を対象とした補助を実施した。

##### 《耐震シェルター等設置事業》

令和 7 年度より、木造住宅に耐震シェルター等の整備事業を対象とする補助を実施

##### イ 恵那市建築物等耐震化促進事業の実施状況

これまでの事業の実績は表 4-2 のとおりである。

表4-2 耐震化に係る補助の状況

(単位：件)

補助事業の種類	H19 以前	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
木造住宅耐震診断補助事業	45	40	60	41	44	48	31	34	16	48
木造住宅耐震補強工事費補助	5	0	1	3	3	1	1	1	6	4
木造住宅除却工事費補助	—※1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建築物耐震診断事業費補助	0	0	1	0	0	0	0	0	2	3
耐震改修（建替えを含む）のための計画策定補助	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
分譲マンション耐震補強工事補助	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特定建築物耐震補強工事費補助	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
緊急輸送道路沿道建築物耐震補強工事費補助	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
耐震シェルター等整備事業補助	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

補助事業の種類	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
木造住宅耐震診断補助事業	19	10	17	7	16	18	14	43	20	571
木造住宅耐震補強工事費補助	7	5	4	4	1	0	0	6	3	55
木造住宅除却工事費補助	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2
建築物耐震診断事業費補助	1	0	0	0	1	0	0	1	0	9
耐震改修（建替えを含む）のための計画策定補助	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
分譲マンション耐震補強工事補助	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特定建築物耐震補強工事費補助	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
緊急輸送道路沿道建築物耐震補強工事費補助	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
耐震シェルター等整備事業補助	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0

※1 「—」は事業を未実施

## ウ 市民要望に対する的確な対応

東日本大震災以降、市民の地震対策への関心は高まってきたが、ここ数年はまた耐震診断等の件数が減少傾向となるため、更なる啓発を行うと共に、耐震診断や耐震補強などの耐震化に係る経済的負担を軽減するための補助金についても、市民の要望に対して不足とならないよう的確な対応に努める。

## エ 補助事業の活用促進を図るための取り組み

建築物の耐震化補助制度については、その積極的な活用が図られ、耐震化の一層の促進に資するよう、耐震化の進捗状況、所有者・地域の特性、財政状況などを総合的に勘案して、必要に応じ制度の見直しを行う。

## (2) 町内会等との連携

地震防災対策では、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方が重要である。町内会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検、液状化を含む過去の地震被害の伝承や耐震化の啓発活動を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携等幅広い取り組みが必要である。

県による各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援の下に、市はこのような地域の取り組みを支援する施策を講じる。

## 2 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組みます。

### (1) 相談体制の整備

#### ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるため、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」として、県が養成する「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を活用する。

なお、相談士の名簿については、補助制度を行う窓口において閲覧しており、今後相談士の制度について無料相談会等で周知を図っている。

#### イ 建築相談窓口

市民が気軽に建築物に係る相談ができるよう、「建築相談窓口」を設置し、地震対策を始めとした建築物に係る相談窓口として、恵那市民からの相談に応じている。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関連団体においても建築相談窓口として恵那市民の相談に응じており、今後も、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物等の地震対策について、市民の相談に積極的に応じていく。

#### ウ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

市等が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、県からの専門家の派遣により、木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催する。

#### エ 一貫したサポート体制の構築

耐震診断から工事までの一貫したサポート体制の構築等による住宅耐震化を推進する。

## (2) 情報提供の充実

### ア パンフレットの作成・配布

市は、市民向けのパンフレット、広報等により建築物の耐震化について市民への普及・啓発に取り組んできた。

今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化等に関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。

また、住宅設備の更新や、バリアフリーリフォーム（高齢者向け住宅改修）等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

### イ 各種広報媒体を活用した周知

市広報やケーブルテレビ、インターネット等を活用し、広く市民に対し制度の周知、耐震化の普及・啓発を実施する。

### ウ 市町村等主催の説明会の開催

自治会単位等で開催される説明会、講習会等へ県からの講師を派遣し、耐震化に係る情報提供を行う。

### エ 耐震啓発ローラー作戦の実施

木造住宅の耐震診断費用の無料化（平成20年度から）、補強工事への支援の要件緩和等、より活用しやすい補助制度とするための見直しを行ったが耐震化促進事業の活用実績は十分とはいえない。

このため、主に旧基準木造住宅が密集する地域などを対象に、木造住宅の耐震化促進に資するよう、戸別訪問による耐震化の重要性・緊急性の周知と地域ぐるみの地震対策につながるよう地域の実情に応じたきめ細やかな普及啓発を行う。

### オ 地震ハザードマップの作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、市民にとって理解しやすく、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の提示が有効であることから、作成・公表をしている。

### カ 建築物の地震に対する安全性の認定

旧基準木造住宅のうち耐震改修を行った住宅について、耐震改修済みであることを対外的に周知することにより、耐震化未実施の住宅所有者に対する意識の向上が期待できることから、耐震改修済みである旨の表示制度の普及を図り、法第22条の規定に基づく建築物の地震に対する安全性の認定を取得した場合、認定を受けている旨の表示を付することができることとされており、建築物の所有者や利用者等の理解が得られるよう留意しつつ、表示制度の普及を図る。

また、公共建築物について、建築物の地震に対する安全性に係る認定及び当該認定を受けている旨の表示に係る制度を積極的に活用する。

### 3 地震時の建築物の総合的な安全対策

#### (1) 地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策、天井の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、家具の転倒防止対策の必要性が指摘されている。このため、県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

また、防災拠点施設については被災時においても建物が使用できるよう、書架等の転倒防止対策と共に電気設備や給排水設備などの機能維持を含めた耐震性の確保やバックアップ機能の充実などを図る。

#### (2) 地震に伴う宅地被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減を図るため、がけ地近接等危険住宅移転事業等の活用を促進し、敷地の安全対策を推進する。

## 第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

### 1 建築物の耐震改修の促進に関する法律による指導等

これまで、法における指導・助言が行える建築物には、多数の者が利用する一定規模以上の建築物、病院、ホテル、旅館等の不特定多数が利用する一定規模以上の建築物、あるいは、危険物を取り扱う建築物、道路を閉塞させる建築物と一定の要件が定められていたが、平成25年の法改正により、全ての既存耐震不適格建築物に対して指導・助言が行えるようになった。

法の改正に伴い、今後は下記の区分により、指導・助言を行う。

#### (1) 特定既存耐震不適格建築物（法第14条、第15条該当）

法第14条第1項各号に規定する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、必要に応じて技術指針等を勘案して指導・助言を行う。

#### (2) 既存耐震不適格建築物（法第16条該当）

上記（1）以外の耐震不適格建築物に対しては、必要に応じて指導・助言を行う。

表5-1 指導等規制対象一覧

	耐震診断			耐震改修			
	所有者	市		所有者	市		
		指導・助言	指示・公表		報告命令 結果公表	指導・助言	指示・公表
要緊急安全確認大規模建築物	義務			○	努力義務 ※3	○	○
要安全確認計画記載建築物 ※1				○		○	○
特定既存耐震不適格建築物	努力義務	○	○ ※2		努力義務 ※4	○	○ ※2
既存耐震不適格建築物		○				○	

※1 防災拠点建築物、法第5条第3項第2号に基づく道路を指定（R3.4 現在）

※2 地震に対する安全性向上が特に必要な一定の用途及び規模以上のものに限る

※3 地震に対する安全性の向上を図る必要があるとき

※4 必要に応じ

表5-2 用途別指導・規制対象一覧

耐震改修促進法における規制対象一覧

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件		
多数の者が利用する建築物	学校 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。		
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上				
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上		
	ホーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
	病院、診療所					
	劇場、観覧場、映画館、演芸場					
	集会場、公会堂					
	展示場					
	卸売市場					
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	ホテル、旅館				階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿					
	事務所				階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの					
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
	幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所					
	博物館、美術館、図書館					
	遊技場					
	公衆浴場					
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの					
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗						
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）						
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ2,000㎡以上				階数3以上かつ5,000㎡以上	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数1以上かつ5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）					
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物						
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上				

要緊急安全確認大規模建築物※1

※1 恵那市内には対象物件は無し

※2 要安全確認計画記載建築物のうち、通行障害既存耐震不適格建築物については未指定

## 2 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るためには、所管行政庁と十分調整を行い、効果的な指導を行っていく必要がある。そのため、所管行政庁である県と十分連絡調整を行い、連携を図りながら指導等を進めていく。

## 第6 建築物の耐震化の推進に関する事項

### 計画の推進体制

県、所管行政庁、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」を活用し、耐震化への取り組みの情報交換等による連携を行い、建築物の耐震化に取り組む。